

Ⅰ. 介護保険事業計画概要版（案） について

目次(案)

はじめに(市長あいさつ)

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制
 - (1) 在宅介護実態調査の実施
 - (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施
 - (3) 御坊市介護保険事業計画策定委員会の開催

第2章 高齢者を取り巻く状況

- 1 人口構造等
- 2 要支援・要介護認定者数の状況
- 3 介護保険事業の状況
- 4 在宅介護実態調査の結果の概要
- 5 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果の概要

第3章 第8期計画の総括

第4章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念及び基本目標
- 2 計画の施策体系
- 3 日常生活圏域の設定と圏域ごとの状況と課題

第5章 施策の内容

健康づくり
暮らしづくり
権利擁護の推進
認知症支援の充実

第6章 介護保険サービスの総給付費と保険料

- 1 介護保険給付費の推計について
- 2 第1号被保険者の介護保険料

第7章 資料編

施策の体系

私が創る私のまち

① 誰もがいきいきと活躍する 	こころとからだの健康に関する正しい知識が普及する 一人ひとりが自分に合った健康づくり・フレイル予防・重度化防止に主体的に取り組むことができる	➤ 介護予防・フレイル予防の推進 ➤ ステキ体操 GO!GO!GOBOの普及
② その人らしい暮らし 	「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えた支え合いの仕組みが構築されている 住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様なサービスが整備されている	➤ 地区別懇談会の開催 ➤ 在宅看取りの知識の普及 ➤ 小規模多機能型居宅介護事業所の整備
③ その人らしさを大切にする 	意思決定支援の考え方が浸透している 高齢者の権利を守るネットワークが構築されている 意思決定能力に応じた支援体制が整備されている 高齢者虐待について周知徹底できている	➤ 御坊市版エンディングノートの作成 ➤ 虐待に対する正しい理解・通報窓口の普及
④ 誰もが希望を持って自分らしく暮らし続ける 	すべての認知症の人が基本的人権を享受する個人として、希望を持って暮らし続けることができる	➤ 認知症の人本人自身による情報発信 ➤ 民間企業・教育現場における正しい理解の普及

第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画 概要版(案)令和6年～令和8年度

【計画の概要】

1 計画の趣旨・位置づけ

第9期御坊市介護保険事業計画（以下「本計画」といいます。）は、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中で、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができるために、基本的な目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにすることを目的とした計画です。

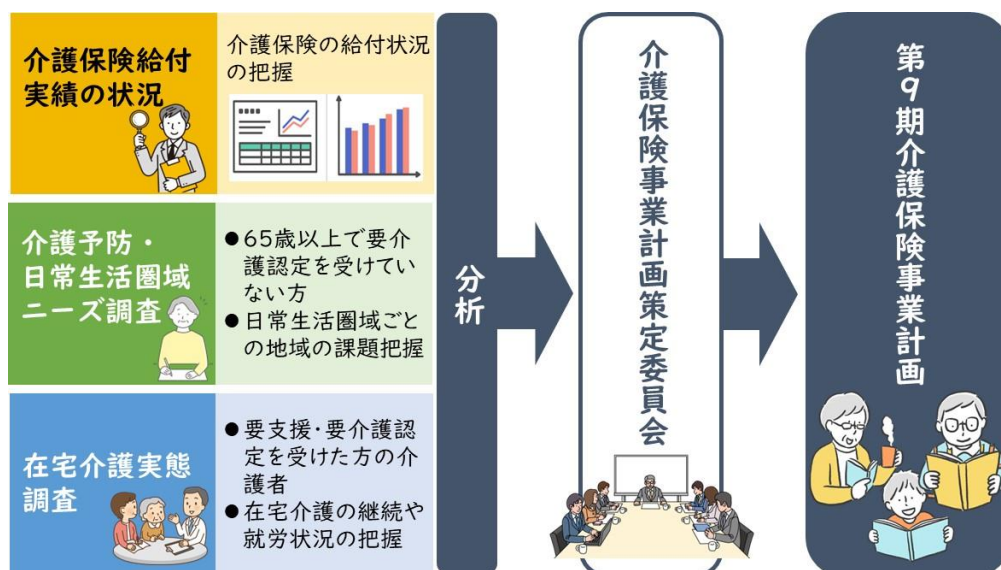
本計画は、「第5次御坊市総合計画」を上位計画として、その方針に沿い「高齢者福祉計画」「介護保険事業計画」を一体のものとして策定しています。



2 計画の期間

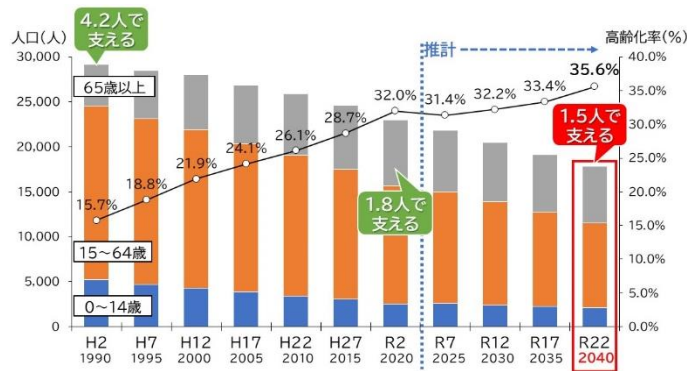
本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

3 計画の策定体系



【高齢者を取り巻く現状と課題】

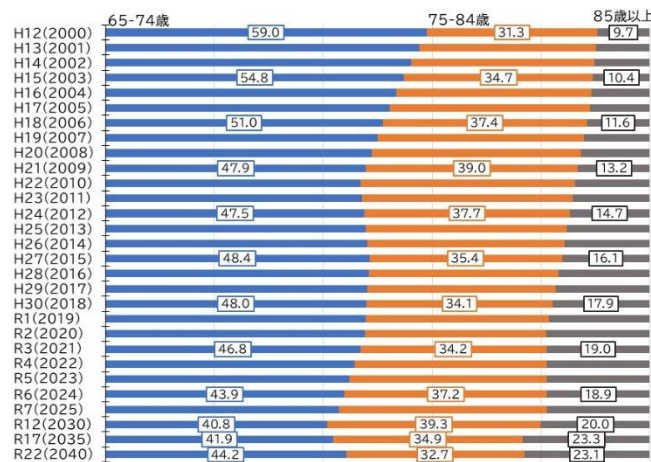
〔御坊市の人口将来推計〕



2040年の御坊市

- 2040年、2.8人に1人が高齢者
- 現役世代1.5人で高齢者を支える時代

〔高齢者の年齢階級別割合〕



高齢者の5人に1人は85歳以上

- 慢性の病気を多く持ち、介護が必要になりやすい
- 生活に支障がでやすく、孤立化しやすい

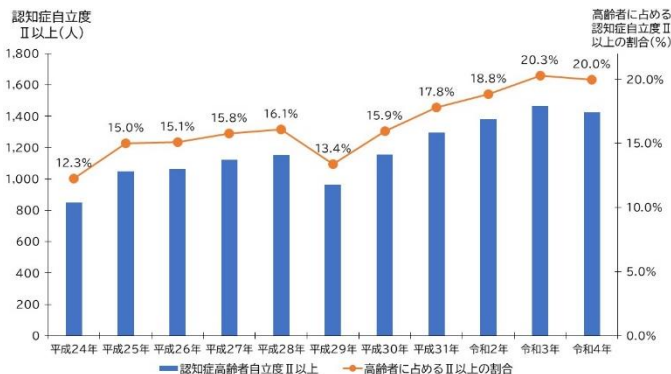
〔全世帯に占める65歳以上の単身世帯の割合〕



4世帯に1世帯は高齢のひとり暮らし

- 人口減少でも世帯数は変わらない
- 全世帯の4世帯に1世帯は高齢者のひとり暮らし

〔認知症自立度Ⅱ以上の推移〕



高齢者の5人に1人が認知症

- 高齢化に伴い、認知症自立度Ⅱ以上が増加

地域で安心して暮らせるよう、第8期までの取組を再構築し、第9期の施策を展開していく

【計画の基本的な考え方】

基本理念

私が創る私のまち

- 「私が創る私のまち」として、誰もが住みやすいまち、いきいきと活躍できるまちを目指すことで、人と人、人と社会がつながり、その人らしさを大切にするまちを創ることを基本理念に掲げ、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいきます。
- 9期は4つの基本目標を掲げます。

基本目標1：健康づくり ～誰もがいきいきと活躍するために～

【現状と課題】

高齢者は健康情報への関心は高いが、日々の暮らしの中では「できるけどしていない」が増加傾向にあり、転倒経験も増加している。健康づくりや介護予防を推進するためには生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持って生活できる生活環境の調整や地域づくり等、高齢者を取り巻く環境へのアプローチが必要。

【目 標】

こころとからだの健康に関する正しい知識が普及し、一人ひとりが自身に合った健康づくり・フレイル予防・重度化防止に主体的に取り組むことができる。（セルフケア能力の向上）

【施 策】 ★は重点施策

施策の内容	主な取組
1 多様な場面における介護予防・フレイル予防の知識の普及★	介護予防・自立支援に関する理解の促進／身近な場所で健康づくりに参加できる環境づくり／地域に不足している資源の開発／いきいき百歳体操を中心とした通いの場を増やす
2 世代を超えた運動機会の提供	「ステキ体操 GO!GO!GOBO」の普及啓発／市立体育館を活用した運動機会の創出
3 社会参加・共食の機会づくり	共食の機会づくり／オーラルフレイルの理解促進

基本目標2：暮らしづくり ～その人らしい暮らしの維持のために～

〔現状と課題〕

地域の高齢者が暮らしやすい環境を整える生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を第8期（令和3～5年度）に計7人配置し、地域資源の把握に取り組んだ。今後も地域で安心した生活が送れるよう、引き続き取り組む必要がある。

〔目 標〕

「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えた、支え合いの仕組み、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様なサービスが整備されている。

〔施 策〕 ★は重点施策

施策の内容	主な取組
1 地域で支え合う意識の醸成★	出前講座・地区別懇談会の開催／民間企業への「ごぼう総活躍のまち講座」開催
2 在宅医療・介護連携の推進	日高在宅医療サポートセンターとの連携推進／人生会議（ACP）の普及啓発／救急医療情報シートの普及／看取り期における情報連携ツールの活用と見直し
3 介護サービスの質の確保・向上と介護給付適正化の推進	要介護認定の適正化／ケアプラン点検等／医療情報との突合・縦覧点検
4 介護サービスの基盤整備と介護に取り組む家族等への支援の充実	小規模多機能型居宅介護事業所の整備（1か所）／家庭における過度な介護負担軽減を志向した社会福祉課・健康福祉課等関係機関との連携促進／介護技術講習会の開催／御坊・日高圏域介護人材確保推進プロジェクトチームによる介護人材確保の推進

基本目標3：権利擁護の推進～その人らしさを大切にするために～

〔現状と課題〕

地域社会から孤立する人や身寄りがいないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化している。すべての住民が自分らしさを全うできるよう、権利擁護支援を推進する必要がある。

〔目 標〕

意思決定支援の考え方が浸透し、意思決定能力に応じた支援体制が整備されている。高齢者の権利を守るネットワークが構築されている。高齢者虐待防止について、周知徹底できている。

〔施 策〕 ★は重点施策

施策の内容	主な取組
1 意思決定支援の取組の推進★	意思決定支援の理念の浸透を図る研修会の開催／御坊市版エンディングノート作成と普及
2 地域連携ネットワークの機能強化	地域連携ネットワーク「御坊市権利擁護推進協議会」の機能強化とつなぐ仕組みの推進／市の権利擁護支援体制整備の検討／消費者被害防止のための関係機関との連携と被害防止意識の啓発
3 高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化	虐待への理解促進を図る普及啓発／地域包括支援センターの周知／高齢者虐待防止ネットワーク会議を中心とした関係機関との連携と介入支援／養介護施設等への教育研修支援

基本目標4：認知症支援の充実

～誰もが希望を持って自分らしく暮らし続けるために～

〔現状と課題〕

「御坊市認知症の人とともに築く総活躍のまち条例」（平成31年4月）の基本理念達成のため、第8期計画において新たに「御坊市認知症施策基本計画」を策定し、誰もが活躍できる地域づくりを推進してきた。認知症基本法に基づき、第2期御坊市認知症施策推進基本計画を策定し、更に推進していく必要がある。

〔目 標〕

「御坊市認知症の人とともに築く総活躍のまち条例」の基本理念に基づくまちづくりを推進し、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、すべての認知症の人が基本的人権を享有する個人として、誰もが希望を持って自分らしく暮らし続けることができる。

第2期御坊市認知症施策推進基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・

〔策 定 体 制〕

第9期御坊市介護保険事業計画（令和6～8年度）

第2期 御坊市認知症施策推進基本計画 （令和6～8年度）

御坊市認知症
施策推進協議体

御坊市認知症
施策推進庁内
連携会議

認知症コーディネーター会議（毎月開催）

基本理念

1. 認知症になってからも希望と尊厳を保持し、自分らしい暮らしができること
2. 認知症の人がその意思によりできることを安心かつ安全に行え、いつまでも新たなことに挑戦できること
3. 認知症の有無にかかわらず、すべての市民が暮らしやすいまちとなるためにそれぞれが活躍できること

[基本方針]

1 認知症・認知症の人への先入観の払拭

「認知症の人は周囲に迷惑をかける行動をする」というような情報を様々な媒体から見聞きし、それらが従来の「認知症の人は何もわからなくなる・何もできなくなる」という先入観を生み、この先入観こそが、偏見を生む大きな要因のひとつになっています。そして、この先入観は、周囲だけではなく認知症と診断された本人自身も持っているかもしれません。本人が地域で住みづらいつと感じることは自分自身の先入観のためかもしれません。先入観の払拭により認知症の理解が深まり、認知症の理解が深まればさらに先入観の払拭につながります。

2 認知症の人を起点とした地域協働による「よりよい暮らし」の実現

認知症と診断されたあとも、社会の対等な構成員として住みなれた地域で過ごしていくために、これまでの地域とのつながりを持続していくことが大切です。認知症の人が持っている力を活かすため、意見を表明する機会、社会活動に参画する機会を確保し、すでにある取組を活かしながら活躍の場や機会をつくり、地域の中で交流できるよう、認知症地域支援推進員等がつながりをコーディネートします。

3 認知症の人にとっての暮らしやすさの向上（さまざまなバリアの解消）

認知症の人が、日常生活又は社会生活を営む上で感じている、さまざまなバリアを解消することで暮らしやすさが向上します。認知症の人の視点でバリアを知り、バリア解消のために多職種が連携することで認知症の人だけではなく、すべての住民にとっても暮らしやすさの向上につながります。

4 地域ぐるみの暮らしの支え合いの確保と質の向上

認知症になってからも、認知症の本人一人ひとりが幸せを実感しながら暮らせる共生社会を実現するためには、全ての施策や取組を、「本人が基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにする」という認知症基本法の基本理念を根幹に据えて実施することが重要です。認知症の本人・家族や保健医療福祉の関係者だけでなく、これまで本人が培ってきた人間関係の中の友人や知人を始めとする全ての地域住民・行政・保健医療福祉の専門職・教育関係者・企業等が、自分ごととして共生社会の実現に向け、協働しながら取り組みます。

令和3年度の介護報酬改定において、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対し、認知症介護の基本を学ぶための入門的な研修である認知症介護基礎研修を受講させる措置を講じることが事業者者に義務付けられました。本市では、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供ができるよう、御坊市オリジナル版の認知症介護基礎研修の開催に取り組んでいます。第9期においても、引き続き開催し、対象を介護初任者のみでな

く、医療福祉関係者や地域住民等幅を広げることで、認知症の正しい理解の促進及び地域づくりの担い手となる人材の育成に取り組みます。

5 アクションプラン実施のためのフォーメーションづくり

誰もが認知症になり得るという共通認識の下、保健医療福祉分野だけでなく、市役所内の全部署から職員を選出し、「御坊市認知症施策推進庁内連携会議」を組織しています。施策・計画等の企画段階から認知症の本人等の意見を聞き、施策等の実行後も本人等とともに確認・評価するなど、共生社会の実現に向け、よりよい行政サービスにつながる施策の検討に、引き続き協働しながら取り組みます。

平成 21 年度に開始した認知症コーディネーター会議では、保健医療福祉等多職種のメンバーで構成し、月 1 回の定例会議では情報共有や認知症施策の意見交換などを行いながら、認知症の本人の声の共有も進めています。会議発足から年数も経過し、改めてコーディネーター会議の目的、コーディネーターの役割について発信していきます。

6 市民に分かりやすい情報発信

前向きに自分らしく生きている本人自身が自らの姿と声を通じて、基本的人権を有する個人として認知症とともに希望を持って生きるという「新しい認知症観」をありのままに伝えていくことが非常に有効であり、普及啓発は本人とともに進めていく必要があります。本人が安心して暮らし続けられるために、「ごぼう総活躍のまち講座」を公共的団体を対象としたまちづくり出前講座のみでなく、民間企業や教育機関等に対しても多様な手段で展開します。子どもたちから認知症の正しい知識を学ぶためにも教育現場においても啓発する活動が不可欠です。御坊市の地域版認知症希望大使「あがらの総活躍希望大使」を中心とし、写真や動画を用いた伝わりやすい啓発活動に取り組みます。

7 柔軟な評価と実践

条例の基本理念が達成されているか、認知症の本人・家族とともに施策の確認を行い評価することが重要と考えています。